



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 1 2 号 令和 2 年 6 月 1 6 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 2 5	救急病院の申出が撤回された件	医療政策課 広域医療室
4 2 6	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課

徳島県告示第四百二十五号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
水の都記念病院	徳島市北島田町一丁目四五番地の二	令和二年四月三十日

徳島県告示第四百二十六号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年六月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭出原字大守滝根八、二五の三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)